	 贯
別表(第二条関係)	別表 (第二条関係)
・ 61 (2)	・ ら (と)
二 特例条例別表 イ 法第六条第三項に規定する第一種大麻	二 特例条例別表 イ 法第六条第三項に規定する大麻草採取
二の項に規定す 草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届	二の項に規定す 栽培者名簿の登録事項の変更の届出に係
る大麻草の栽培 出に係る書類	る大麻草の栽培 る書類
の規制に関する ロ 法第七条第三項に規定する第一種大麻	の規制に関する ロ 法第七条第三項に規定する大麻草採取
法律(昭和二十 草採取栽培者免許証の再交付の申請に係	法律(昭和二十 栽培者免許証の再交付の申請に係る書類
三年法律第百二 る書類	11 年投 無 医 11
十四号。以下こ 〈 法第七条第四項の規定により返納する	十四号。以下こ へ 法第七条第四項の規定により返納する
の頃において「第一種大麻草採取栽培者免許証	の頃において「大麻草採取栽培者免許証
法」という。) 二 法第七条第五項の規定により返納する	法」という。) II 法第七条第五項の規定により返納する
及び法の施行の第一種大麻草採取栽培者免許証	及び法の施行の 大麻草採取栽培者免許証
ための省合の規 木~卜 (略)	ための省令の規 木~卜 (略)
定による申請書 子 法第十二条の二第一項に規定する大麻	定による申請書 チ 法第十二条の二第一項に規定する大麻
等で別に規則で、、発芽不能未処理種子及び麻薬の事故の	等で別に規則での事故の届出に係る書類
「 ((((((((((
り、法第十二条の人第三項に規定する大麻	り、法第十二条の五第二項に規定する大麻
及び発芽不能未処理種子の譲渡しの届出	の譲渡しの届出に係る書類
に係る ・	
ス 大麻草の栽培の規制に関する法律施行	ヌ 大麻草の栽培の規制に関する法律施行
規則(今和大年厚生労働省令第百四十号	規則(令和大年厚生労働省令第百四十号
。以下この頃にないて「箱行規則」とい	。以下この頃において「権行規則」とい
う。) 第一条の二に規定する第一種大麻	う。)第一条に規定する大麻草採取栽培
本	を名称申請書
	ル 施行規則第四条に規定する大麻草採取
種大麻草採取栽培者の年間報告書	
	ア 施行規則第八条第一項に規定する大麻
種大麻草採取栽培者免許取消屈	する。 古代記述者の計画には、 古採取栽培者の計取消用
種大麻草採取栽培者死亡等届り、施行規則第八条第三項に規定する第一	草採取栽培者死亡等届り 施行規則第八条第三項に規定する大麻
三/5三六 (略) 有人所点抄耳来对待夕口学后	三(略) 三方三六 (略) 百方百千万里
編 析 (()	編 (と) と と と と と と と と と と と と と と と と と